

令和3年12月 1 日開会

令和3年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和3年12月定例會議議案

(2)

2分冊の2

議案目次

議案番号	件名
議案第9号	宮古市空家を除却した土地の固定資産税の減免に関する条例
議案第10号	宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第12号	宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第13号	令和元年台風第19号により被災した者に対するべき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号	宮古市手数料条例の一部を改正する条例
議案第15号	宮古市生活用水供給施設条例及び宮古市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第16号	宮古市消防団条例の一部を改正する条例
議案第17号	崎山松月線道路改良工事の請負契約の締結に関する議決の変更に關し議決を求ることについて
議案第18号	宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の締結に関する議決の変更に關し議決を求ることについて
議案第19号	字の区域の変更について
議案第20号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に關し議決を求ることについて

議案第21号	岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散の協議に関し議決を求めることについて
議案第22号	岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて
議案第23号	岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第24号	市道路線の廃止について
議案第25号	市道路線の認定について

議案第9号

宮古市空家を除却した土地の固定資産税の減免に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、除却した空家の敷地の用に供されていた土地の固定資産税を減免することにより、空家の除却の促進を図り、もって市民の安全及び安心の確保並びに生活環境の保全及び土地の利活用に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空家」とは、家屋のうち、所有者自らが全部又は一部を居住の用に供するものであって、2年以上居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

(固定資産税の減免)

第3条 除却した空家の敷地の用に供されていた地方税法（昭和25年法律第226号）

第349条の3の2の規定による固定資産税の課税標準の特例（以下この項において「課税標準特例」という。）の適用を受けていた土地に対して課する当該空家を除却した日の属する年度の翌年度及び翌々年度の固定資産税については、当該土地に対して課すべき固定資産税の額から、当該土地に課税標準特例を適用して算出した場合の固定資産税相当額を控除した額を当該土地に対して課すべき固定資産税の額から減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、固定資産税の減免をしない。

- (1) 人の居住の用に供され、又は営利を目的として使用されている場合
- (2) 所有者の変更（相続による変更を除く。）がされている場合
- (3) 固定資産税の減免を受けようとする者が市税を滞納している場合

(減免の申請)

第4条 前条第1項の規定による固定資産税の減免を受けようとする者は、市長の指定する日までに、必要事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(減免の決定の取消し)

第5条 市長は、偽りその他不正の行為により固定資産税の減免の決定を受けた者がある場合は、その者に係る減免の決定を取り消すものとする。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、固定資産税の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月2日以後に除却した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税について適用する。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

除却した空家の敷地の用に供されていた土地の固定資産税を減免しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険条例（平成17年宮古市条例第120号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、42万円を支給する。 2 [略]	(出産育児一時金) 第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、42万円を支給する。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- この条例による改正後の宮古市国民健康保険条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年宮古市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p><u>第4章 雜則（第53条）</u></p> <p>附則 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>附則 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p>

(2) 磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を^{行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)}を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市が認める特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子ども

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について適用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を^{行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)}を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市が認める特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子ども

にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 [略]

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 [略]

第4章 雜則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行なうことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面の交付又は提出については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面を交付又は提出したものとみなす。

にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 [略]

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 [略]

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを作成する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、教育・保育給付認定保護者から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限り

でない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面の交付又は提出」とあり、及び「書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面を交付又は提出した」とあるのは「書面による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面による同意の取得」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

特定教育・保育施設等が行うこととされている書類の作成を、書面に代えて、電磁的記録によって作成できるようにしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宮古市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p><u>第6章 雜則（第49条）</u></p> <p>附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第4項第1号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市が認める家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づ</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市が認める家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連</p>

き、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 [略]

(準用)

第48条 [略]

第6章 雜則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

拂施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 [略]

(準用)

第48条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山 本 正 德

理由

家庭的保育事業者等が行うこととされている書類の作成を、書面に代えて、電磁的記録によって作成できるようにしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

令和元年台風第19号により被災した者に対するべき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

令和元年台風第19号により被災した者に対するべき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例（令和元年宮古市条例第24号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>(使用料の免除)</p> <p>第2条 令和元年10月分（同年10月12日から同月31日までの利用に限る。以下同じ。）から<u>令和4年3月分</u>までのべき地保育所等の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第2条 令和元年10月分（同年10月12日から同月31日までの利用に限る。以下同じ。）から<u>令和3年12月分</u>までのべき地保育所等の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
2	<p>(使用料の免除)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 令和4年4月分から同年12月分までの使用料について、<u>第1項各号のいずれかに該当し、かつ、入所児童の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者のいずれもが市町村民税非課税者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度（令和4年4月分から同年7月分までの使用料にあっては、令和3年度）分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である場合に限り、その全額を免除するものとする。</u></p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表の2の項の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和元年台風第19号の被災者に対するべき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除の期間の延長等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

宮古市手数料条例の一部を改正する条例

宮古市手数料条例（平成17年宮古市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~49 [略]			1~49 [略]		
50 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく长期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する	長 期 優 良 住 宅 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 20 年 法 律 第 87 号) 。 以 下 「 長 期 優 良 住 宅 法 」 と い う 。) 第 5 条 第 1 項 か ら 第 5 項 ま で の 規 定 に 基 づ く 長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査 (長 期 優 良 住 宅 法 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 の 変 更 の 認 定 の 申 請 に 対 す	一 戸 建 て の 用 に 供 す る 部 分 を 有 し な い も の に 限 る 。 以 下 この 項 、 第 57 項 及 び 第 58 項 並 び に 第 65 項 か ら 第 67 項 ま で に お い て 同 じ 。) (新 築 に 係 る も の に 限 る 。)	長 期 優 良 住 宅 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 20 年 法 律 第 87 号) 。 以 下 「 長 期 優 良 住 宅 法 」 と い う 。) 第 5 条 第 1 項 か ら 第 3 項 ま で の 規 定 に 基 づ く 長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査 (長 期 優 良 住 宅 法 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 の 変 更 の 認 定 の 申 請 に 対 す	一 戸 建 て の 用 に 供 す る 部 分 を 有 し な い も の に 限 る 。 以 下 この 項 、 第 57 項 及 び 第 58 項 並 び に 第 65 項 か ら 第 67 項 ま で に お い て 同 じ 。) (新 築 に 係 る も の に 限 る 。)	(1) 4万8,000円 (2) 7,000円 (3) 1万7,000円
共同住宅等の申請に対する審査（长期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく长期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する	共 同 住 宅 等 (共 同 住 宅 、 長 屋 そ の 他 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 を い う 。 以 下 この 項 、 第 57 項 及 び 第 58 項 並 び に 第 65 項 か ら 第 67 項 ま で に お い て 同 じ 。) の 床 面 積 の 合 計 が 500 平 方 メ	(1) 11万2,000円 (2) 1万3,000円	共 同 住 宅 等 (共 同 住 宅 、 長 屋 そ の 他 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 を い う 。 以 下 この 項 、 第 57 項 及 び 第 58 項 並 び に 第 65 項 か ら 第 67 項 ま で に お い て 同 じ 。) の 床 面 積 の 合 計 が 500 平 方 メ	(1) 11万2,000円 (2) 1万3,000円 (3) 6万1,000円	

る審査を 含む。)	一トル以下 のもの(新築 に係るもの に限る。)
	[略]

51～67 [略]

備考

1～6 [略]

7 第50項の手数料の額は、申請1件につき、同項金額の欄(1)に定める額とする。ただし、同項に規定する事務に係る申請に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項に規定する確認書(当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等(長期優良住宅法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この項において同じ。)である旨が記載されたものに限る。)若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書(同法第6条の2第4項の規定により、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。)又はこれらの写しを提出する場合は、第50項金額の欄(2)に定める額とする。

8～15 [略]

る審査を 含む。)	一トル以下 のもの(新築 に係るもの に限る。)
	[略]

51～67 [略]

備考

1～6 [略]

7 第50項の手数料の額は、申請1件につき、同項金額の欄(1)に定める額とする。ただし、同項に規定する事務に係る申請に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による適合証(当該申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の認定基準に適合していることを証明する書類をいう。)を提出する場合は第50項金額の欄(2)に定める額と、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写しを提出する場合は第50項金額の欄(3)に定める額とする。

8～15 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

長期優良住宅建築等計画認定申請の手数料の区分を改めるとともに、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

宮古市生活用水供給施設条例及び宮古市水道事業給水条例の一部を改正する条例
(宮古市生活用水供給施設条例の一部改正)

第1条 宮古市生活用水供給施設条例(平成17年宮古市条例第113号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前			
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)			
メーターの口径 又は用途の区別	基本料金		従量料 金(1立 方メー トルに つき)	基本料金		
	基本水 量(立 方メー トル)	(1月につ き)		基本水 量(立 方メー トル)	(1月につ き)	
13 ミリメートル	[略]	1,067円	165円	13 ミリメートル	935円	
20 ミリメートル	[略]	1,496円	165円	20 ミリメートル	1,320円	
25 ミリメートル	[略]	1,815円	165円	25 ミリメートル	1,595円	
30 ミリメートル	[略]	2,200円	176円	30 ミリメートル	1,870円	
40 ミリメートル	[略]	3,366円	176円	40 ミリメートル	2,860円	
50 ミリメートル	[略]	5,566円	176円	50 ミリメートル	4,730円	
75 ミリメートル	[略]	10,373円	176円	75 ミリメートル	8,800円	
100 ミリメート ル	[略]	15,565円	176円	100 ミリメート ル	13,200円	
150 ミリメート ル以上	[略]	30,877円	176円	150 ミリメート ル以上	26,180円	
公 衆 浴 場 用	20 ミリメ ートル	[略]	8,833円	121円	20 ミリメ ートル	8,030円
	25 ミリメ ートル	[略]	9,075円	121円	25 ミリメ ートル	8,250円
	30 ミリメ ートル	[略]	9,680円	121円	30 ミリメ ートル	8,800円
	40 ミリメ ートル	[略]	10,406円	121円	40 ミリメ ートル	9,460円
	50 ミリメ ートル以上	[略]	12,100円	121円	50 ミリメ ートル以上	11,000円
学校プール用	[略]	—	165円	学校プール用	—	
臨時用	[略]	—	363円	臨時用	—	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 宮古市水道事業給水条例(平成17年宮古市条例第207号)の一部を次のよう

に改正する。

改正後			改正前					
(料金)			(料金)					
第23条 料金は、次の表に掲げる区別につき、基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。								
メーターの口径 又は用途の区別	基本料金	従量料 金(1立 方メー トルに つき)	メーターの口径 又は用途の区別	基本料金	従量料 金(1立 方メー トルに つき)			
基本水量(立方メートル)	(1月につき)		基本水量(立方メートル)	(1月につき)				
13ミリメートル	[略]	<u>1,067円</u>	13ミリメートル	[略]	<u>935円</u>			
20ミリメートル	[略]	<u>1,496円</u>	20ミリメートル	[略]	<u>1,320円</u>			
25ミリメートル	[略]	<u>1,815円</u>	25ミリメートル	[略]	<u>1,595円</u>			
30ミリメートル	[略]	<u>2,200円</u>	30ミリメートル	[略]	<u>1,870円</u>			
40ミリメートル	[略]	<u>3,366円</u>	40ミリメートル	[略]	<u>2,860円</u>			
50ミリメートル	[略]	<u>5,566円</u>	50ミリメートル	[略]	<u>4,730円</u>			
75ミリメートル	[略]	<u>10,373円</u>	75ミリメートル	[略]	<u>8,800円</u>			
100ミリメートル	[略]	<u>15,565円</u>	100ミリメートル	[略]	<u>13,200円</u>			
150ミリメートル以上	[略]	<u>30,877円</u>	150ミリメートル以上	[略]	<u>26,180円</u>			
公衆浴場用	20ミリメートル	[略]	20ミリメートル	[略]	<u>8,030円</u>			
	25ミリメートル	[略]	25ミリメートル	[略]	<u>8,250円</u>			
	30ミリメートル	[略]	30ミリメートル	[略]	<u>8,800円</u>			
	40ミリメートル	[略]	40ミリメートル	[略]	<u>9,460円</u>			
	50ミリメートル以上	[略]	50ミリメートル以上	[略]	<u>11,000円</u>			
学校プール用	[略]	—	学校プール用	[略]	—			
船舶用	[略]	—	船舶用	[略]	—			
臨時用	[略]	—	臨時用	[略]	—			
		<u>363円</u>			<u>154円</u>			
					<u>154円</u>			
					<u>330円</u>			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(宮古市生活用水供給施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している生活用水供給施設の使用で、施行日から令和4年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第1条の規定による改正後の宮古市生活用水供給施設条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(宮古市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から令和4年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第2条の規定による改正後の宮古市水道事業給水条例第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

生活用水料金及び水道料金の額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

宮古市消防団条例の一部を改正する条例

宮古市消防団条例（平成17年宮古市条例第177号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項)	(欠格条項)
第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) [略] (2) 第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) [略]	第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) [略] (2) 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) [略]
<u>(活動の休止)</u>	
<u>第7条 団員は、長期間にわたり消防団の活動に従事できない場合は、3年を超えない範囲内で、その活動を休止することができる。</u>	
<u>2 団員は、活動を休止しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を得なければならない。</u>	
<u>3 活動を休止している団員が活動を再開しようとするときは、任命権者にその旨を届け出なければならない。</u>	
<u>4 活動を休止している団員が活動を再開したときの階級は、活動を休止した日に当該団員が属していた階級とする。</u>	
<u>5 活動を休止している団員には、その活動を休止している期間中の報酬は、支給しない。</u>	
<u>6 活動を休止している団員については、前条第3号、次条第2項第2号、第10条及び第11条の規定は、適用しない。</u>	
(分限)	(分限)
<u>第8条 [略]</u>	<u>第7条 [略]</u>
2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) 第6条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) [略]	2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) [略]
<u>第9条 [略]</u>	<u>第8条 [略]</u>
<u>第10条 [略]</u>	<u>第9条 [略]</u>
<u>第11条 [略]</u>	<u>第10条 [略]</u>
<u>第12条 [略]</u>	<u>第11条 [略]</u>
<u>第13条 [略]</u>	<u>第12条 [略]</u>

<u>第14条</u> [略]	<u>第13条</u> [略]
<u>第15条</u> [略]	<u>第14条</u> [略]
<u>第16条</u> [略]	<u>第15条</u> [略]
<u>第17条</u> [略]	<u>第16条</u> [略]
附 則	附 則
1～3 [略]	1～3 [略]
4 団員が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に定める災害に対処するための職務に従事する場合であって、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際の費用弁償に係る <u>第15条</u> の規定の適用については、同条中「2, 400円」とあるのは、「4, 800円」とする。	4 団員が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に定める災害に対処するための職務に従事する場合であって、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際の費用弁償に係る <u>第14条</u> の規定の適用については、同条中「2, 400円」とあるのは、「4, 800円」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山 本 正 德

理由

消防団員が、消防団の活動を休止することができる制度を創設しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

崎山松月線道路改良工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を
求めることについて

令和2年9月18日に議会の議決を経た崎山松月線道路改良工事の請負契約の締結に關し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「159,500,000円」を「174,131,100円」に改める。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

現場精査による設計変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

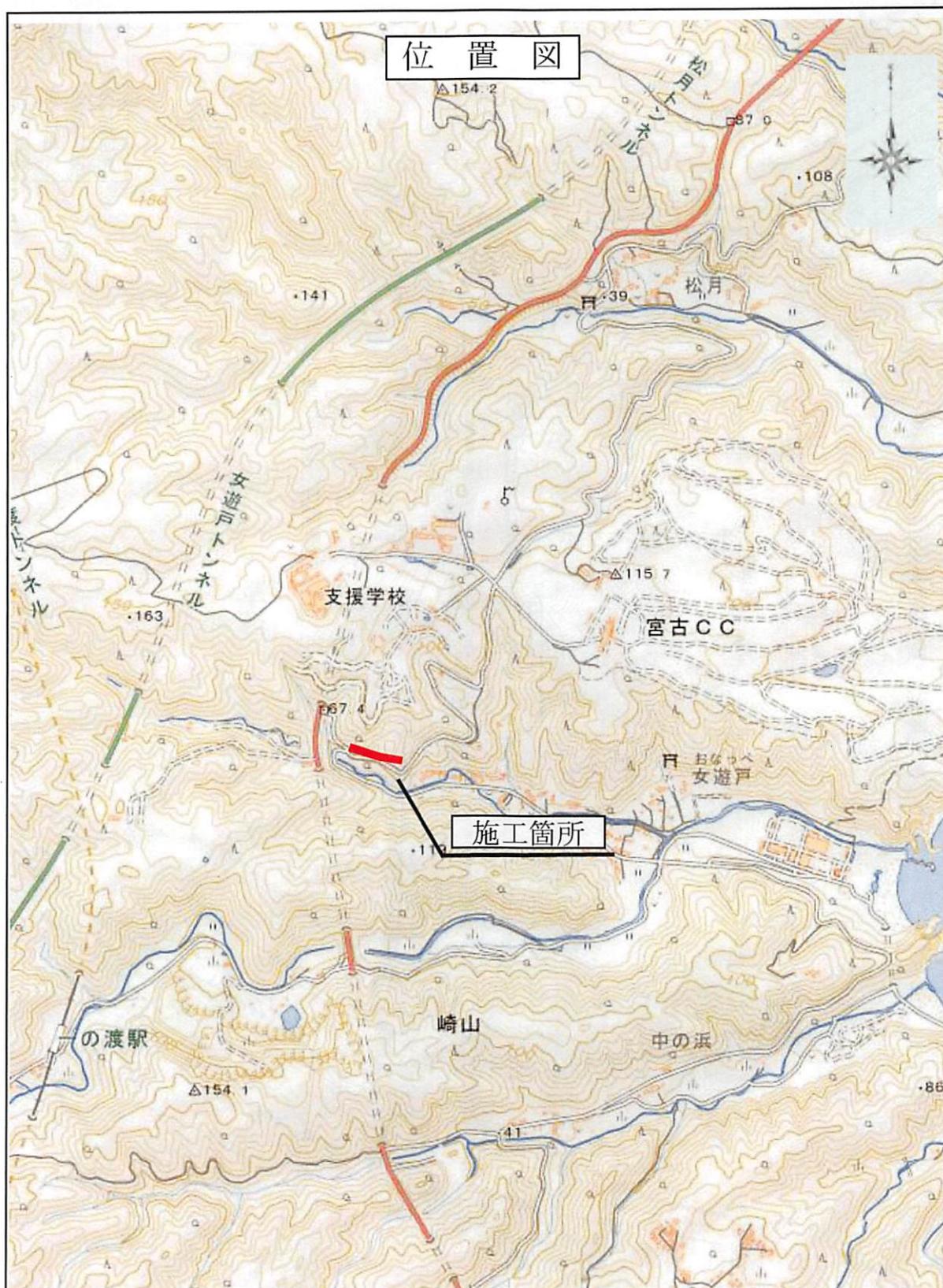
変更の概要

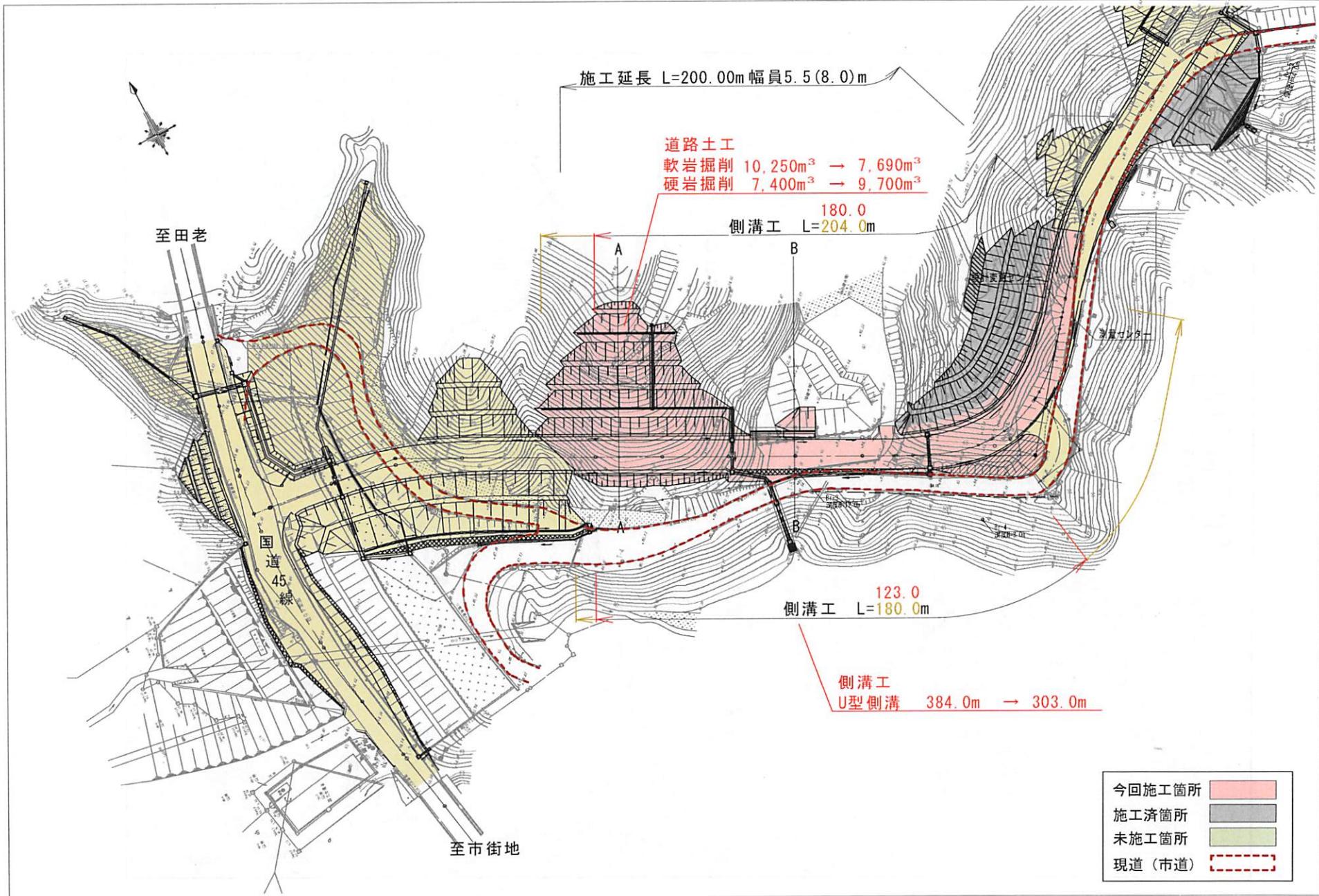
1 工事名 崎山松月線道路改良工事
2 工事場所 宮古市崎山第5地割地内
3 工期 変更前：令和2年9月19日から令和4年1月19日まで
変更後：令和2年9月19日から令和4年3月14日まで
4 請負者 住所 宮古市山口二丁目24番地1
名称 蒲野建設株式会社宮古営業所
所長 玉川 政治

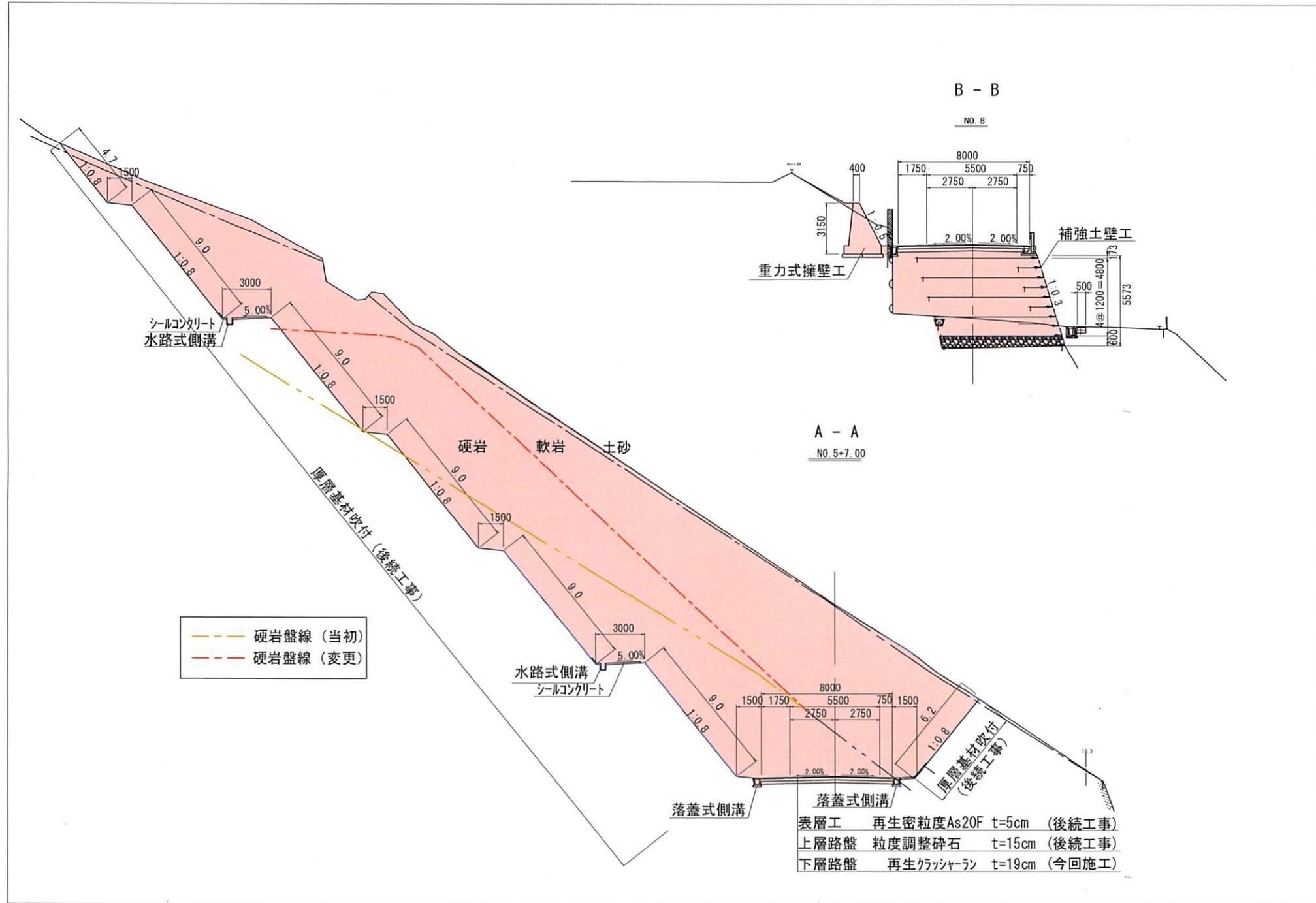
5 変更内容

- (1) 道路土工において、硬岩の岩盤線が想定より浅い位置に出現したため、硬岩掘削を増工するもの。
(2) 側溝工において、後続工事との施工調整により一部を減工するもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
道路土工 軟岩掘削	10,250 m ³	7,690 m ³	△2,560 m ³	△2,947,975 円
道路土工 硬岩掘削	7,400 m ³	9,700 m ³	2,300 m ³	9,394,237 円
側溝工 U型側溝	384m	303m	△81m	△618,979 円
その他現場精査				△131,196 円
諸経費				7,604,913 円
小計				13,301,000 円
消費税				1,330,100 円
合計				14,631,100 円







議案第18号

宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の締結に関する議決の変更に
関し
議決を求めるについて

令和3年3月22日に議会の議決を経た宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の
締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に
関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「233,200,000円」を「246,035,900円」に改める。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

現場精査による設計変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、こ
の議案を提出する理由である。

参考資料

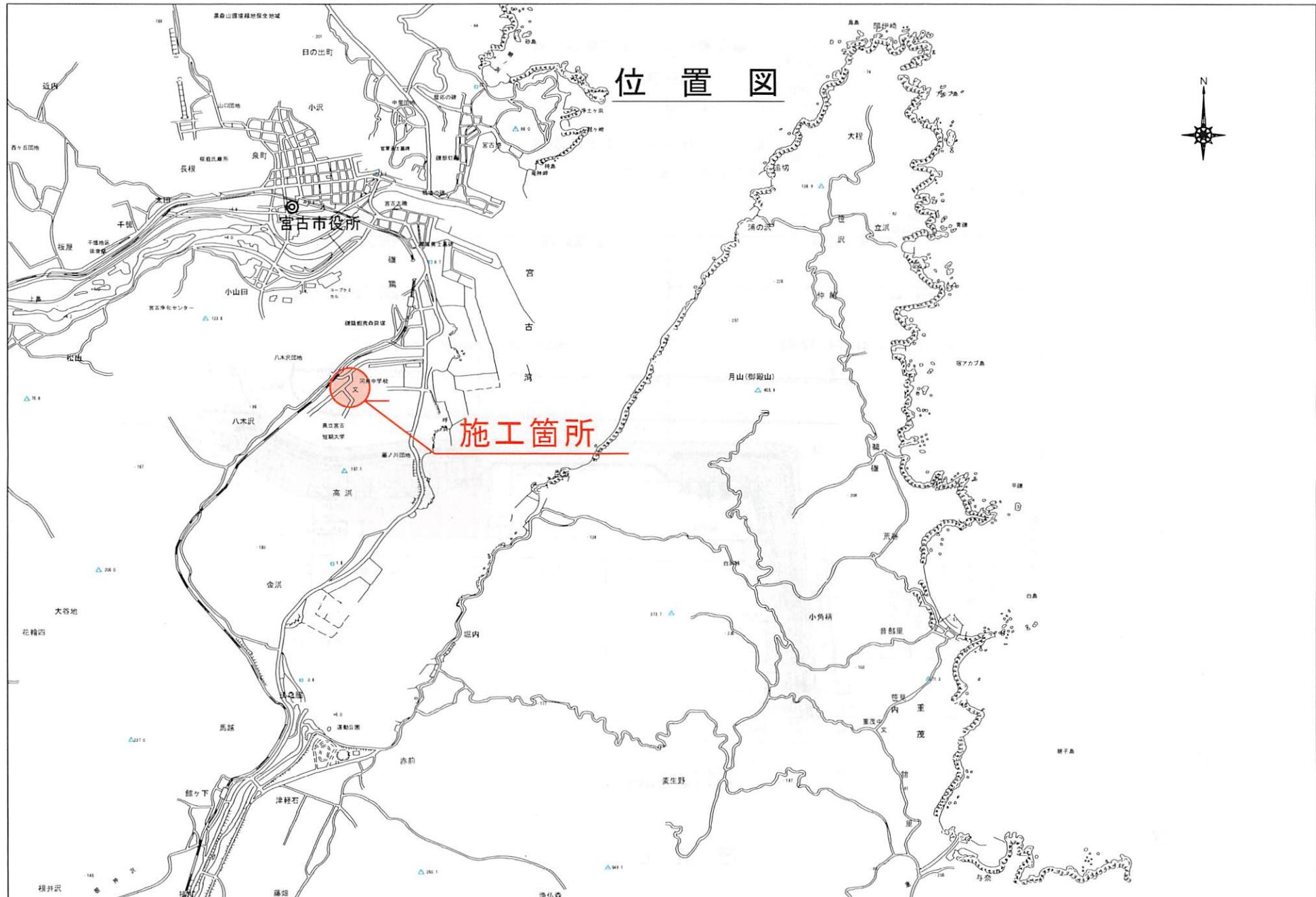
変更の概要

1 工事名	宮古市立河南中学校擁壁改修工事
2 工事場所	宮古市河南一丁目地内
3 工期	変更前：令和3年3月23日から令和4年3月17日まで 変更後：令和3年3月23日から令和4年3月27日まで
4 請負者	住所 宮古市八木沢三丁目11番5号 名称 株式会社菊地建設 代表取締役 菊地 和弘

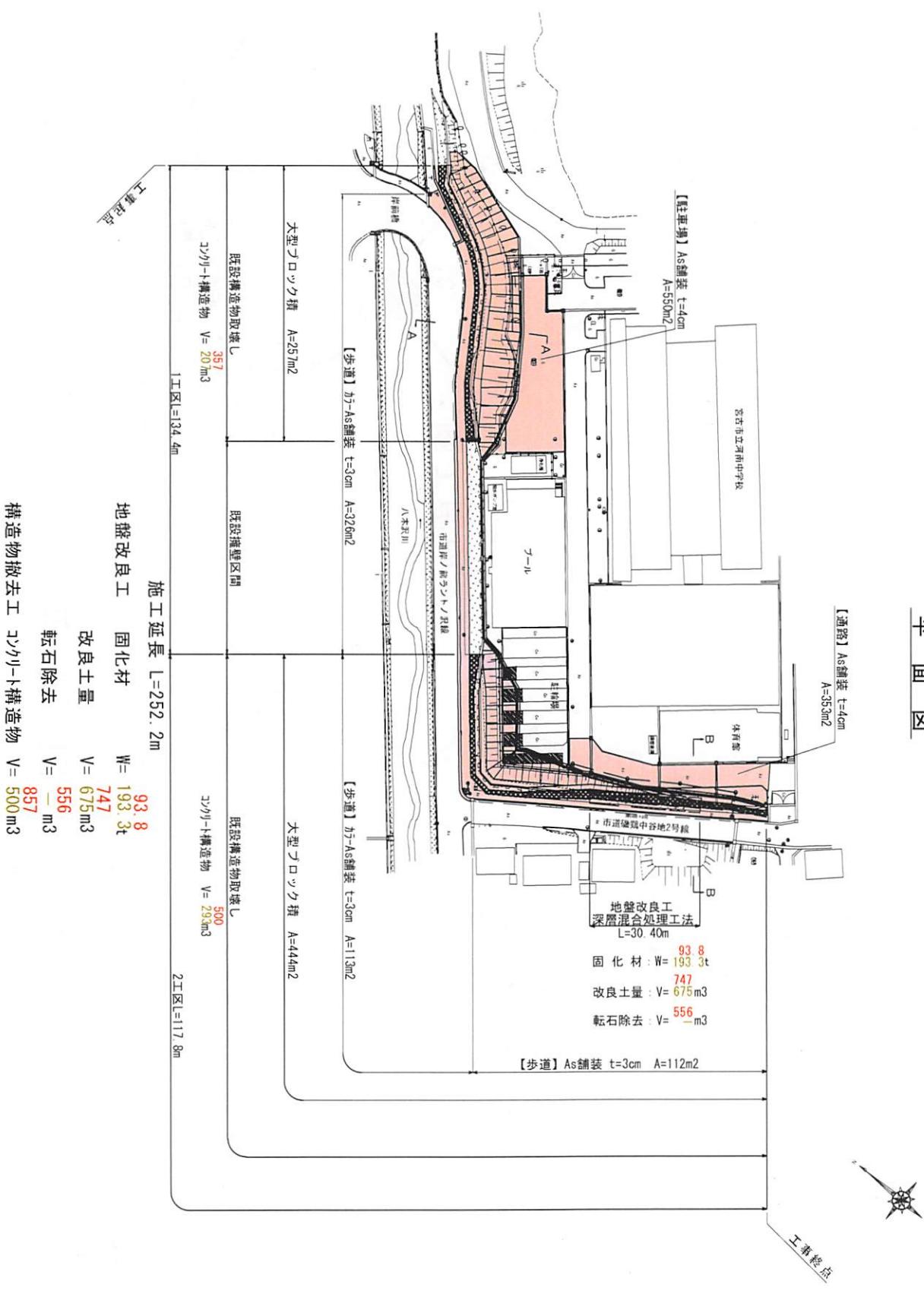
5 変更内容

- (1) 地盤改良工（固化材）において、室内配合試験の結果、設計強度に必要な固化材に変更したことから、減工するもの。
- (2) 地盤改良工（深層混合処理）において、改良深度が深くなつたことから、増工するもの。
- (3) 地盤改良工（転石除去）において、事前の地質調査で把握できなかつた転石が出現したことから、その除去作業を追加するもの。
- (4) 構造物撤去工（コンクリート構造物）において、想定していた既設コンクリートブロック積の躯体の幅が広かつたことから、増工するもの。

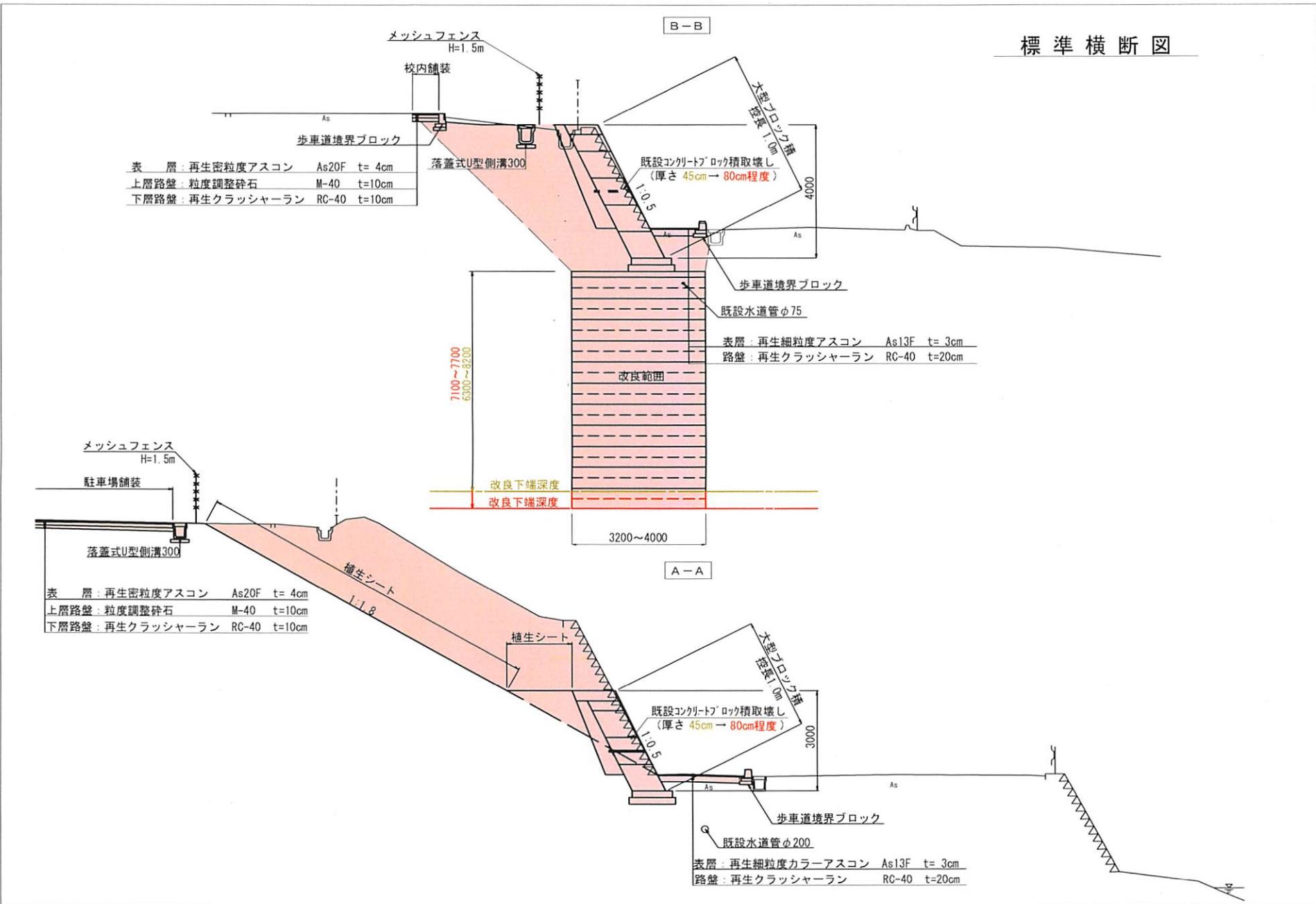
変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
地盤改良工（固化材）	193.3 t	93.8 t	△99.5 t	△1,112,538 円
地盤改良工（深層混合処理）	675 m ³	747 m ³	72 m ³	965,873 円
地盤改良工（転石除去）	0 m ³	556 m ³	556 m ³	574,736 円
構造物撤去工（コンクリート構造物）	500 m ³	857 m ³	357 m ³	6,502,876 円
諸経費				4,738,053 円
小計				11,669,000 円
消費税				1,166,900 円
合計				12,835,900 円



平面図



標準横断図



議案第19号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

区域を変更する字の名称	左欄に掲げる字に編入する区域
宮古市平津戸第1地割	宮古市平津戸北平津戸山国有林381林班と1小班外の一部

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

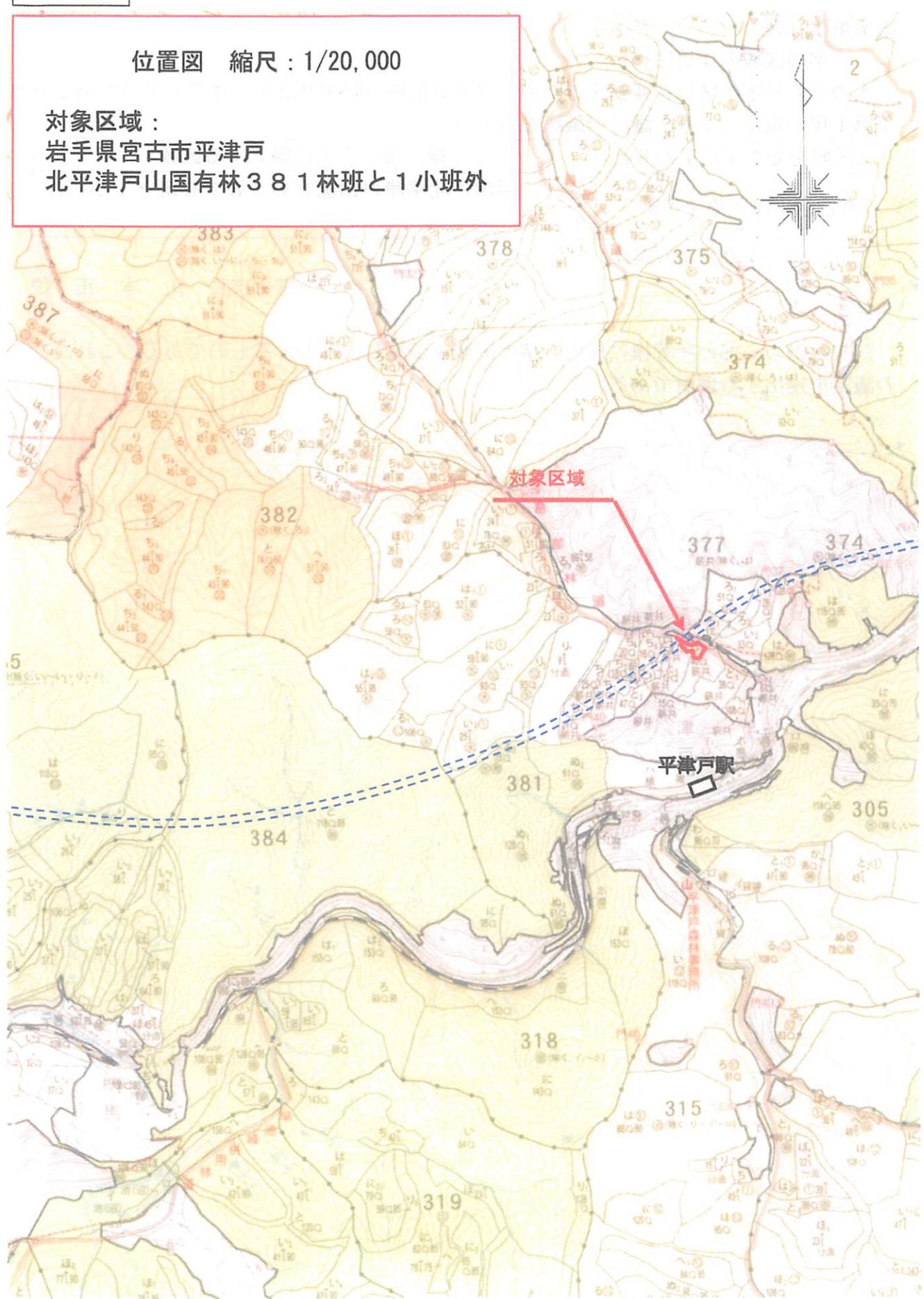
理由

国有林野の一部の所管換に伴い、字の区域を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

位置図 縮尺 : 1/20,000

対象区域：
岩手県宮古市平津戸
北平津戸山国有林 381 林班と 1 小班外

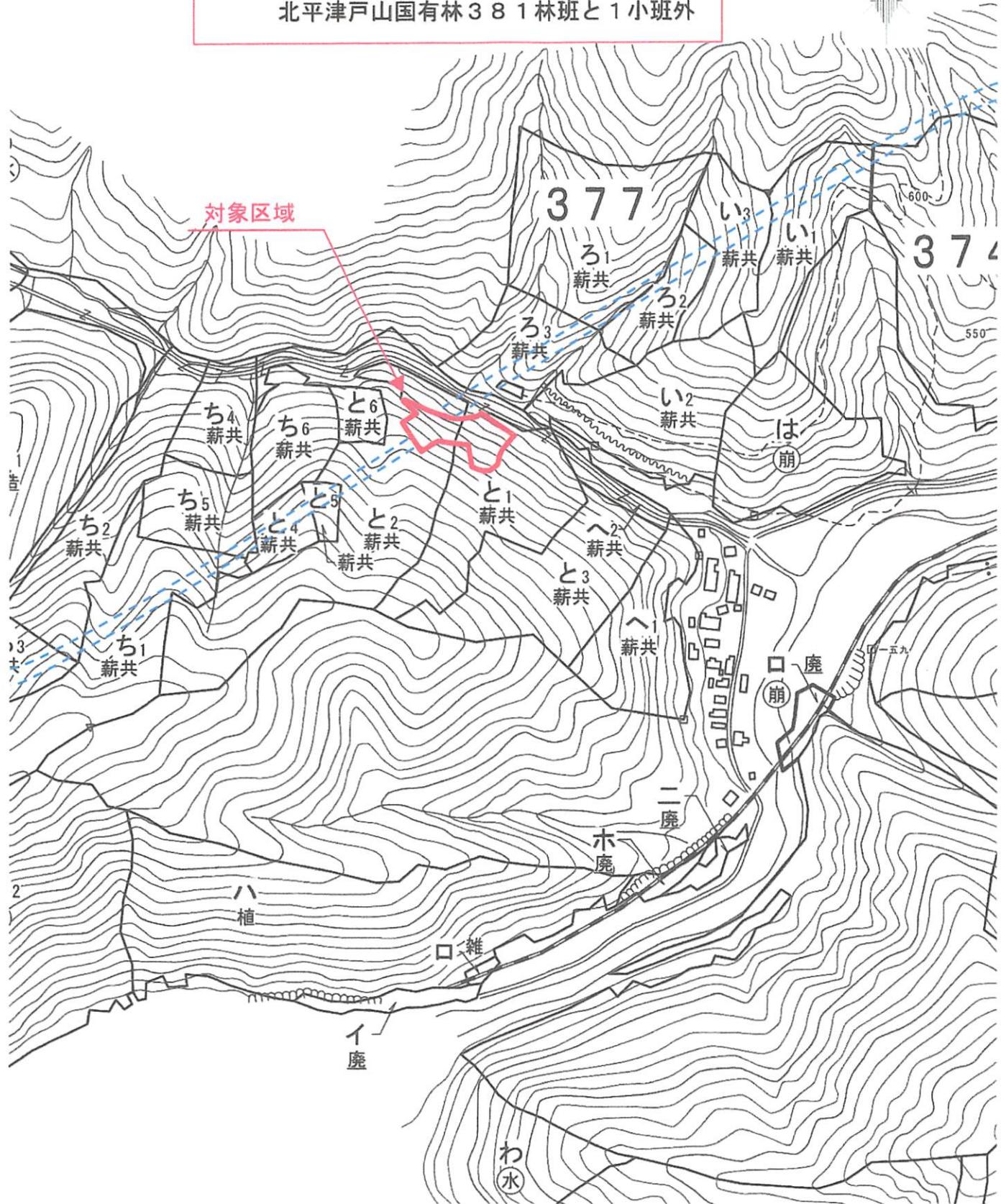


基本図かん入図 縮尺 : 1/5,000

対象区域 :

岩手県宮古市平津戸

北平津戸山国有林381林班と1小班外



議案第20号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるについて

令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することに關し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・零石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	

別表第2中「陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合」を「矢櫃山造林一部事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第21号

岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散の協議に関し議決を求めるについて

令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散することに關し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散することについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第22号

岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて

岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴い、同組合が所有する財産を次のとおり処分することに關し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

1 土地

次の土地は、宮古市へ無償譲渡する。

地番	地目	地積
宮古市崎山第5地割88番	宅地	25,945.55 m ²
宮古市崎山第5地割98番4	宅地	1,772.35 m ²
宮古市崎山第5地割89番	山林	42,506.00 m ²
	合計	70,223.90 m ²

2 建物

次の建物は、取壊しをする。

名称	構造	床面積
学園舎	コンクリートブロック造平屋	992.52 m ²
車庫	軽量鉄骨造平屋	52.85 m ²
物品庫	軽量鉄骨造平屋	39.67 m ²
児童浴室(西側)	鉄筋コンクリート造平屋	39.69 m ²
職員寮	木造平屋	58.79 m ²
調理員休憩室	木造平屋	14.87 m ²
訓練棟	木造平屋	41.32 m ²
訓練棟(増築)	木造平屋	41.32 m ²
連絡通路	木造平屋	33.16 m ²
居室・多目的棟	木造平屋	99.37 m ²
談話室	木造平屋	37.72 m ²
物品倉庫	木造平屋	41.32 m ²
車庫・物置	木造平屋	26.44 m ²
	合計	1,519.04 m ²

3 動産

動産は、廃棄する。ただし、売却可能な動産については、入札に付す。

4 基金

岩手県沿岸知的障害児施設組合はまゆり学園財政調整基金は、令和4年度岩手県沿岸知的障害児施設組合一般会計に全て繰り入れる。

5 組合の清算に係る剰余金又は不足金等

清算事務により生じた剰余金又は不足金等は、岩手県沿岸知的障害児施設組合規約（昭和45年岩手県指令地第77号）第13条に規定する関係市町村の分担金について、関

係市町村が、組合会計初年度から最終年度までに負担した合計負担額の割合に応じて、
関係市町村に配分し、又は負担させる。

6 その他

この協議について疑義が生じたとき、又はこの協議に定めのない事項が生じたときは、
関係市町村がその都度協議の上決定する。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分について、関係団体と協議しよう
とするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第23号

岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部を別紙のとおり変更することに關し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

分担金の分賦の割合及び岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う事務の承継等に關し、同組合規約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部を変更する規約

岩手県沿岸知的障害児施設組合規約（昭和45年岩手県指令地第77号）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
(分担金)	(分担金)
第14条 分担金の分賦の割合については、次のとおりとする。 利用者割 100分の50 均等割 100分の10 人口割 100分の40	第14条 分担金の分賦の割合については、次のとおりとする。 利用者割 100分の50 均等割 100分の10 人口割 100分の40
2 <u>前項の規定にかかわらず、令和4年度の分担金の分賦の割合については、次のとおりとする。</u> <u>均等割 100分の10</u> <u>人口割 100分の90</u> <u>(事務の承継等)</u> 第15条 組合が解散した場合において、公文書の管理、 決算その他組合の解散後に処理が必要となる事務については、宮古市が承継する。	
2 前項の場合において、宮古市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定に基づき、組合が解散した日の属する年度の收支に係る決算について、宮古市の監査委員の審査に付し、その意見を付けて同市の議会の認定に付すものとする。 (補則) 第16条 [略]	(補則) 第15条 [略]

備考 変更部分は、下線の部分である。

附 則

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

議案第24号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

重茂地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
49	熊の平堀内線	宮古市音部第7地割65番4地先 宮古市赤前第15地割38番3地先	

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



廃止図面



路線番号 : 1-49
路線名 : 熊の平堀内線
延長 : 7,322.1m
幅員 : 3.6m~20.0m
起点 : 宮古市音部第7地割65番4地先
終点 : 宮古市赤前第15地割38番3地先

宮古市

堀内

小堀内

S=1 : 20,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

議案第25号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

重茂地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
49	熊の平堀内線	宮古市赤前長洞山国有林4林班イ小班2地先	
		宮古市赤前第15地割39番3地先	
60	熊の平線	宮古市赤前長洞山国有林4林班え小班5地先	
		宮古市音部第7地割65番10地先	
61	津 軽 石 熊の平線	宮古市津軽石第2地割28番1地先	
		宮古市音部第4地割87番33地先	
62	川 代 線	宮古市重茂第21地割43番1地先	
		宮古市重茂第22地割74番4地先	

令和3年12月1日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



認定図面



路線番号 : 1-60
路線名 : 熊の平線
延長 : 4,422.2m
幅員 : 3.6m~20.0m
起点 : 宮古市赤前長洞山国有林4林班え小班5地先
終点 : 宮古市音部第7地割65番10地先

路線番号 : 1-49
路線名 : 熊の平堀内線
延長 : 2,230.0m
幅員 : 4.2m~12.0m
起点 : 宮古市赤前長洞山国有林4林班イ小班2地先
終点 : 宮古市赤前第15地割39番3地先

S=1 : 20,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

位置図（認定図面）



路線番号：1-61
路線名：津軽石熊の平線
延長：10,386.6m
幅員：4.8m～41.2m
起点：宮古市津軽石第2地割28番1地先
終点：宮古市音部第4地割87番33地先

位置：宮古市津軽石第2地割～
音部第4地割地内

S=1 : 50,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成



認定図面



宮古市

重茂

第22地割

山田町

主要地方道重茂半島線

第21地割

川代地区

市町境

路線番号：1-62
路線名：川代線
延長：297.5m
幅員：4.9m～9.0m
起点：宮古市重茂第21地割43番1地先
終点：宮古市重茂第22地割74番4地先

S=1 : 5,000